

## 施設園芸振興対策事業の必要書類等について

<p>事業申請に必要なもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 印鑑</li> <li>2. 市税完納証明書</li> <li>3. 見積書 <b>※内訳として、名称、規格、数量、単価等が記載されていること</b></li> <li>4. ハウス位置図</li> <li>5. ハウスの現況及び導入予定箇所の写真</li> <li>6. 認定農業者又は認定就農者を確認できる書類</li> <li>7. 申告書の写し（課税方法の記載箇所）</li> <li>8. 駐車スペースが確認できるもの（写真等）</li> </ol>
<p>補助金請求に必要な書類 （事業完了後）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 印鑑 <b>※(事業申請時と同一の印鑑)</b></li> <li>2. 事業実施が確認できる写真（着工前と完了後等）</li> <li>3. 領収書等の写し</li> <li>4. 支払った金額の内容が確認できる書類（出来高書もしくは請求書） <b>※内訳として、名称、規格、数量、単価等が確認できること</b></li> <li>5. 補助金を入金する通帳</li> </ol>
<p>そ の 他</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業申請時に既に事業を着手しているものは対象外となります。</li> <li>2. 国・県事業で事業採択されたものは対象外となります。</li> <li>3. 補助金の支払いは、請求から約3週間で口座に入金されます。（書類に不備がある場合を除きます。）</li> </ol>

問い合わせ先：西都市農林課 園芸特産係（32-1003）